

三十九年同時に本村にもその分會の創立を見たのである。明治三十九年五月帝國軍人後援會と改稱せられるに至つて本村分會の名も又改稱せられる事となつた。本會の目的は帝國軍人の後援並に軍人として後顧の憂なからしめると共に、義勇奉公の精神の涵養に努めるとの主旨の下に戦死者及び公務に因する傷病死者の遺族の慰問救護、軍人で不具廢人となつた者の救護、現役又は應召者の家族の救援、軍人及びその遺族の天變地異に依る貧困の救護等に努めるのである。本村に於けるこの會員は遺憾ながら目下一人もなし。明治十三年海員の養成保護をなし海運業の發達を圖り延いては國運の伸長を期するの目的を以て、日本海員振興會が創立せられた。其の後明治四十四年本村にもこの委員部が設立せられたのである。かくして爾來普通會員の養成救護をなし海員の宿泊に便宜を與へ勤勉善行海員の表彰をなし、海員及び海員家族傷病者の治療、老廢海員の救濟、職務死亡海員の遺族の救護、高等海員の養成等をなし、一朝有事の場合には海員の供給をなす等、國家の爲に或は海員の爲に力を盡して來たのである。但し此等の事業は軍人後援會と同じく本會にて行ひ、當委員部及分會は其の出資をなすに留まるのである、本村に於ける本會員は現在八名の少數に留まる。

第十章 警察と消防

第一節 警 察

一、管轄署の沿革

何れの國、何れの時代を問はず警備の必要は云ふまでもない事であるが、文化の進むに従つて益々其の必要を感じ現今の警備、警察の事務は極めて繁雜である。我が村のその變遷を尋ねるに明治維新までは、各字毎に警備の役をおいたものであるが、明治四年廢藩置縣の制が布かれるに及んで一新して、明治九年十二月從來小牧代官所の支所である小牧屯所（愛知縣第四區小折村大字布袋町字郭^{カク}河原^{コウガハラ}）であつた。現犬山街道に南面したるバラック式の屯舎に修築を施して一宮出張第一屯所となした。同十二年十一月稻置（今の大山町）警察署布袋分署となり。同十九年三月一宮警察署布袋分署となり、同十一月獨立して布袋警察署となり、同二十三年十月稻置分署を管下に配屬して小折警察署犬山分署となし、大正十三年四月布袋警察署大山分署は獨立して犬山警察署となつて現在に及んでゐる。

二、本村管轄區域の沿革

本村は大口村と改稱される以前は太田村（今の豊田、秋田、大屋敷）小口村（今の小口、余野）富成村（今の河北、

外坪)に分かれて、明治二十二年十月太田村は小折警察署に小口村、富成村は犬山分署の管轄に治められて明治三十九年太田村、富成村、小口村の三村は合併して大口村と改称せられて、豊田、秋田、大屋敷は布袋警察署に小口、河北、外坪、余野は犬山分署の管轄となり、大正十三年四月大口村全部布袋警察署に管轄せられて現在に及んだのである。現在は本村内に三ヶ所の駐在所を置き警官一名宛駐在してゐる設立及管區等は次表の通りである。

駐在所名	受持區域	設立位置
豊田駐在所	豊田、秋田、大屋敷	大口村大字豊田
小口駐在所	中小口、下小口、余野、竹田 同 小口	
河北駐在所	河北、外坪、上小口、秋島、二津屋同	河北

第二節 消防

「驚いた火事の損害」(一億圓)この標語によつても今更消防の必要を説く要はないが、本村の消防の發達を見るに古昔は出火の際は多くは釣瓶に竿をつけて消火の具となしたのである。もとより共同操作をなすのではないから、團體的訓練ではなく、隨つて年齢、服装にも制限がなかつた、たゞそれが現今の消防組の基をなしたものである。明治初年頃より漸く團體的ものが現れ、明治十年頃には各字に於て箱形龍吐水を購入して之を用ひて火災警備にあたり、明治二

十五年頃よりは私設消防の創立を見、腕用ポンプを購入して年齢二十才前後より四十才前後の男子各戸一名加入せしめて編成したものである。是様にして各般に亘り改善を加へ役員規約を設けて消防事務に從事し、又地方によりてはガソリンポンプを購入して器具機械の完備につとめたのである。大正十一年第一部公設となり順次各字公設となりて現時に至つたものである。公設消防設立以來各部共に其の名に恥ぢない内容をとつて、其の後も警察署の援助獎勵と各部員の自覺努力によりて何れも規律、訓練、品性、技術共に長足の進歩向上を示して消防の責務を完全に盡すと共にその項目を施してゐる次第である。現今では毎年春秋二期に教練ポンプ操法、放水試験等各方面に亘つて聯合演習會を催して優秀な部は名譽ある金馬篠の使用を許可されてゐる。又少年消防の出現を見、昭和三年第一部に昭和七年第九部に、昭和八年秋田に設置して小學校五年以上高一までの男子を以つて組織し大いに防火に務めてゐる。

丹羽郡大口消防組規約抜萃

第一款 総則

- 第一條 本組ハ丹羽郡大口公設消防組ト稱ス
- 第二條 事務所ハ丹羽郡大口村役場内ニ置ク
- 第三條 本組ハ丹羽郡大口村内ニアル公設消防ヲ以テ組織ス
- 第四條 本組ハ丹羽郡布袋警察署長ノ指揮監督ヲ受ク

第二款 目的及事業

1

第五條 本組ノ村内公設消防ノ統一ヲ圖リ消防員ノ品性ノ陶冶、技能ノ達成ヲ計リ組員ノ一致團結ヲ以テ日常ノ警備ノ任ニ當ルヲ以テ目的トス

第六條 前條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲナス

一、毎年春秋二期ニ演習會ヲ時期ニ依リ諸種ノ假想演習會ヲ開催シ布袋警察署長ノ檢閱ヲ受クルコト

二、防火水ノ宣傳ヲナスコト

三、聯合運動會其ノ他適當ナル慰安會ヲ開催スルコト

四、視察見學ヲナシ時々講習會、講演會ヲ開クコト

五、組員相互扶助ヲナスコト

六、會員ニシテ公務ノタメ傷痍疾病ニ罹リタル者ニ對シ、其ノ程度ニ應ジ見舞金ヲ送ルコト

七、會員ニシテ公務ノタメ死亡シタル者ニ對シ組葬ヲ行フコト

八、會員ノ死亡ニ對シテハ弔慰金ヲ送リ本組役員及其ノ關係部員ハ會葬スルコト

第三款 會 員

第七條 本組ノ會員ヲ左ノ二種トス

一、正會員ハ村内各部公設消防員

二、名譽會員ハ本組ニ助力ヲ與ヘ又ハ特ニ本組ノタメ功勞アル者ニシテ本組役員會ノ推薦ニ係ルモノ

第四款 機 關

第八條 本組ニ左ノ役員ヲ置ク

組頭 一名 副組頭 一名 理事若干名 監事 若干名 會計 一名 評議員 若干名

第九條 組頭ハ理事會ニ於テ正會員外ヨリ選舉シ布袋警察署長ノ承認ヲ經、愛知縣警察部ノ任命ヲ受クルモノトス
副組頭ハ理事中ヨリ互選ス 理事ハ各部小頭ヲ以テ之レニ任ス 監事ハ各部ヨリ一名ツツ選舉スルモノトス
評議員ハ各部ヨリ二名ツツ選舉スルモノトス 會計ハ組頭ヨリ指名スルモノトス

第十條 本組役員ハ名譽職トシテ其ノ任期ハ組頭、副組頭ハ二ヶ年其ノ他ハ一ヶ年トシ毎年舊正月ヲ以テ交代期トス
但シ役員ノ重任ヲ妨ケス、又補欠者ノ任期ハ前任者ノ任期ニヨル（以下略ス）

少年消防隊規約

第一條 本隊員ハ各大字地内ニ居住スル尋常五年生以上高等二年生迄ノ小學兒童ノ男子ヲ以テ組織ス

第二條 本隊ハ平時ニ於ケル各大字地内各戸ノ火元調査ヲ各週勵行シ火災ヲ未然ニ防壁スルヲ以テ目的トス

第三條 本隊ニハ左ノ役員ヲ置ク

一、隊長 一名 一、副隊長 一名 一、幹事 若干名 一、顧問 若干名 一、評議員 若干名

第四條 隊長ハ本隊一切ノ事務ヲ總理シ、副隊長ハ隊長ノ事務ヲ補佐シ、消防隊ノ全員ヲ指揮ス

幹事ハ隊長ノ命ニ依リ各分擔ノ事務ヲ分掌ス 顧問ハ本隊ヲ監督シ重要ノ協議ニ參與ス

隊長ハ大口消防組各部ノ在任小頭ヲ副隊長ハ同副小頭ヲ、幹事ハ隊員中ヨリ選舉ス

第六條 本隊ハ毎年春季出初式ヲ舉行シ、春秋二季ノ檢閱ヲ受クルモノトス

第七條 本隊員ノ賞罰ハ役員會ニ於テ決スルモノトス

附記 本規約ノ外ニ細則ヲ設クルコトヲ得

消 防 部

部名/區域	設置區域	小頭定員	小頭消防手	告示年月日
第一部	大口村大字豊田	一	一	六〇 大正十一年五月、昭和三年十一月少年消防隊
第二部	同 小口字下小口	一	一	五七 大正十二月四月
第三部	同 大字余野	一	一	六九 大正十四年八月
第四部	同 小口字中小口	一	一	四〇 昭和二年一月
第五部	同 字上小口	一	一	四五 昭和二年二月
第六部	同 大字河北二ツ屋萩島	一	一	四〇 昭和六年十月

第七部	同 大字河北	一	一	四四 昭和三年三月
第八部	同 小口竹田	一	一	四二 昭和四年四月
第九部	同 大字大屋敷	一	一	五四 同昭和七年十一月少年消防隊
第十部	同 秋田傳石	一	一	四一 同五年十一月少年消防隊
第十一部	同 外坪	一	一	四〇 昭和八年八月

備考 右表中ノ消防手ノ數ハ決定的ノモノニアラズ、年ニヨリ多少ノ増減ヲ見ルエリアリ。

第十一章 衛 生

昔は民間に於ける衛生思想が發達してゐなかつた。爲に病に冒されても敢て手當を施すこともなく唯自然に任すか、

神佛の加持祈禱によつて之を撫すのみで醫師の診療を乞ふ者は極めて小數であつた。然るに文化の發達に伴ひ諸種の疾病に對する豫防、手當の方法が考究せられ、衛生方面に於ける諸種の組織が成立するに至つた。本村に於ても大口村衛